規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	三一、四二七
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	四〇、九一〇
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	三一、〇五五
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	三〇、五〇三
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一一六、四一七
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	二八三、三九〇

表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「一四、二四八」を「一六、一六一」に、「一七〇、七七七」を「一八四、八一九」に、「一〇、一八五」を「一一、一七一」に改め、同表に次の一項を加える。

規則別表第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	四八八、三一一
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一八、三二二
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	四、九八六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	五五、九三三
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一六、一三七
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	四四、〇七七
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	二二一、三六七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	九二、一三〇

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の次に次の一項を加える。

規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九四

表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九四

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第八号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「二八、八〇〇」を「二四、三〇〇」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一三、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「一〇、八〇〇」を「一二、六〇〇」に改め、同項の次に次の一項を加える。

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の再商品化義務総量の欄中「四、六一三」を「七、一九七」に改め、同表に次の一項を加える。	六、二〇四

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
六の1の表中	一四、三八二

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第三項の規定に基づき、平成十二年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（平成十一年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第九号）の一部を次のとおり変更したので、同項の規定に基づき、公表し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

六の1の表中

一二一	一五三
一九二	二六一
二〇二	三三六
二〇二	四〇一
二六八	四〇六

を　に改める。